

○由布市企業立地促進条例

平成27年3月12日
条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、本市における企業立地を促進するため、必要な助成措置を講ずることにより、新たな雇用機会の創出、地域経済の振興及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 製造業等（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する製造業、電気・ガス・熱供給業、情報通信業、運輸業、卸売業及び学術研究のうち、市長が定めた業種又は前条の目的を達成するため市長が特に必要と認めた業種の事業を営む法人又は個人をいう。
- (2) 立地 本市に事業者が事業所を新設、増設又は移転することをいう。
- (3) 立地企業 助成措置の対象となる事業者として市長の指定を受けた事業者をいう。
- (4) 事業所 工場、営業所、事業場その他の事業の用に供する施設及びこれに附帯する構造物、機械設備等の償却資産をいう。
- (5) 新設 市内に事業所を有しない事業者が、新たに本市に事業所を設置することをいう。
- (6) 増設 市内に既存の事業所を有する事業者が、事業規模を拡大する目的で、既設の事業所を拡張し、又は既設の事業所のほかに新たな事業所を設置することをいう。
- (7) 移転 本市に事業所を有する事業者が、事業規模を拡大する目的で、既設の事業所を廃止し、本市の区域内に新たな事業所を設置することをいう。
- (8) 新規雇用従業者 事業所の立地に伴い市内において就業することとなる従業者で、規則で定めるものをいう。

(立地企業の申請・指定)

第3条 次条に掲げる要件をすべて満たす事業者で立地企業の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、指定を行うものとする。

3 市長が必要であると認めるときは、指定を行うに当たって条件を付するこ

とができる。

(指定の要件)

第4条 市長は、次の各号の要件に該当し、かつ、この条例の目的に適合すると認めるものを立地企業として指定する。

- (1) 事業所の新設にあつては、事業の用に供する土地、建物及びこれに附帯する構造物、機械設備等の償却資産の取得に要した経費の総額が5,000万円以上であること、増設又は移転（以下「増設等」という。）にあつては、事業の用に供する土地、生産に関わる建物及びこれに附帯する構造物、機械設備等の償却資産の取得価額が2,700万円以上であること。
- (2) 事業所の新設にあつては、本市と事業者との間で公害防止協定を締結していること、増設等にあつては、公害を防止するための適切な措置が講じられていること。
- (3) 新規雇用従業者が5人（増設等にあつては1人以上かつ1年以上の雇用であること。）以上であること。
- (4) 申請日の属する年度の前年度から起算して過去3年度間、事業者が納入すべき公租公課の滞納がないこと。
- (5) 当該企業又は役員が由布市暴力団排除条例（平成23年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第6条第1号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。

2 情報通信業者等であつて指定を受けることができるものは、事業所の新設に係る企業の立地を行うものであつて前項第2号及び第3号の要件を満たすもののうち、市長が適当と認めたものとする。

(助成措置)

第5条 市長は、立地企業に対する助成措置として、次に掲げる額を補助金として交付する。

- (1) 事業所の新設又は増設等により取得した土地、建物及び償却資産に係る固定資産税額のうち、直接事業の用に供していると認める土地、建物及び償却資産に係る固定資産税額の収納額に100分の50を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (2) 事業所の新設又は増設等による設備投資額（土地取得分を除く）の100分の5に相当する額（その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円）
- (3) 事業所の新設又は増設等による企業用地の取得に際し売買契約の相手

方に支払った代金の額の100分の5に相当する額（その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円）

- (4) 事業所の新設又は増設等に係る新たな雇用等による従業員の数に20万円を乗じて得た額（その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円）

- 2 前項第1号については、由布市税特別措置条例（平成17年条例第65号）の規定により固定資産税の課税免除及び不均一課税を受けたものについては、適用しない。

（補助金の交付期間等）

第6条 前条第1項第1号に規定する補助金の交付期間は、第3条第2項に規定する指定を受けた日以後初めて固定資産税が立地企業に課される年度から起算して5年度間とする。

- 2 前条第1項第2号から第4号までに掲げる補助金の交付は、1回限りとする。

（交付期間内の増設等の補助金）

第7条 立地企業が、前条第1項の補助金の交付期間内に新たな増設等を行った場合は、指定を受けた補助金と別に新たな補助金の交付は行わないものとする。

（立地企業の承継）

第8条 譲渡、合併その他の理由により立地企業の事業の用に供する土地、建物及びこれに附帯する構造物、機械設備等を承継した者は、当該事業を継続する場合に限り、第2条第3号に規定する立地企業を承継できるものとする。

- 2 前項に規定する承継をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、第2条第3号に規定する立地企業を承継することを承認するものとする。

（指定の取消し等）

第9条 市長は、立地企業が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第2項に基づく指定を取り消すとともに、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第4条第1項各号の要件に該当しないことが判明したとき。
(2) 本市に納入すべき公租公課を滞納したとき。
(3) 立地企業が事業所を廃止し、又は休止したとき。
(4) その他法令又は条例等に違反し、市長がその必要を認めるとき。

- 2 立地企業が事業所を廃止し、又は休止したときは、規則で定めるところに

より市長に報告するものとする。

(報告及び調査)

第10条 市長は、立地企業の決定又は助成措置の決定に関し必要があると認めるときは、事業者に対し報告を求め、又は職員に調査をさせることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。